

## 介護保険福祉用具購入制度について

＜介護保険福祉用具貸与制度について＞も掲載しています。

介護保険制度では、認定を受けた人が自宅において自立した日常生活を営むためや、介護者の介護負担を軽減するために、申請により、その費用の一部が介護保険から福祉用具購入費として支給されます。

申請には、**償還払方式**と**受領委任払方式**のいずれかを選択して利用できます。

### 【償還払方式】

**購入時に**、利用者（被保険者）はその購入にかかる費用の全額を支払い、**その後**、支給基準額の9割、8割又は7割分の払い戻しを受ける方法です。

☞ ※購入前に支給対象であるかどうか確認をお願いします。対象外の場合は、**【償還払方式】**は利用できませんので、ご注意ください。

### 【受領委任払方式】

**購入前**に利用者（被保険者）は、販売事業者との間で、給付分（支給基準額の9割、8割又は7割分）の受領を販売事業者に委ねる手続（受領委任払の合意）をして、市介護保険課への**事前申請を経て承認後に購入し**、購入時にその購入にかかる費用のうち**支給基準額の1割、2割又は3割分（自己負担分）を支払い、支給額の9割、8割又は7割分は受領を委任された販売事業者**に直接支払われる方法です。

☞ ※事前承認を受ける前に購入した場合は、**【受領委任払方式】**は利用できませんので、ご注意ください。

支給基準額 = 自己負担額（1割、2割又は3割分） + 介護保険の給付額（9割、8割又は7割分）  
自己負担額の割合はお持ちの「介護保険負担割合証」でご確認ください。

### 《利用できる人》

- 1 三田市の被保険者で、用具購入時点において、要介護認定・要支援認定を受けていること。
- 2 要介護（要支援）被保険者の心身の状態や住宅の状況に照らして必要な用具の購入であること。
- 3 福祉用具購入費の支給限度基準額（同一年度で10万円）を利用し終わっていないこと。
- 4 新規、変更もしくは介護認定申請中、入院中、入所中又は介護保険料の滞納により支払方法が変更（償還払い化）等されている人については、受領委任払方式は利用できません。事前にご相談ください。
- 5 別途、福祉用具購入費支給申請を行っている場合には、必ずその旨を市介護保険課へ申し出てください。

### 《利用できる購入内容》

最終ページに記載された対象用具

### 《利用できる金額》

要支援・要介護にかかわらず、一人あたり同一年度（4月1日から翌年3月31日まで）10万円（支給限度基準額）までです。ただし、1割、2割又は3割が自己負担となりますので、介護保険から支給される金額は9万円、8万円又は7万円が上限となります。

※10万円を超える購入をした場合、超えた分は全額自己負担となります。

☆県の指定を受けた販売事業者から購入してください☆

<問い合わせ>

三田市三輪2丁目1番1号

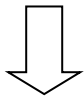
三田市役所 介護保険課 認定給付係

電話 079-559-5078 FAX 079-563-1447

E-mail kaigo\_u@city.sanda.lg.jp

## 申請から保険給付まで（フロー）

### 購入内容の相談・検討



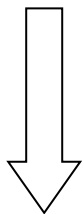
◎ 担当のケアマネジャー（担当のケアマネジャーがない場合は、地区の支援センター）や販売事業者（事業者）と相談して、どのような用具を購入するか決めます。

☆ケアマネジャー等が記入する「福祉用具が必要な理由」もしくはケアマネジャーが作成する「サービス計画書」が申請時に必要な書類です。

【償還払方式】利用の人は、**事業者から購入** へ

【受領委任払方式】利用の人は、**事前申請[購入前]** へ

### 事前申請[購入前]



購入にあたっては、購入前に次の書類を市介護保険課まで提出してください。

● **事前承認申請書[受領委任払]**

・受領委任払の場合は、販売事業者との同意（署名）が必要です。

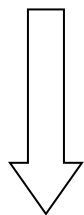
また、販売事業者は別途、市との間に「立替事業にかかる同意書」が必要です。（事前承認申請以前に同意書の締結が必要です。）

● **パンフレット**                      ● **見積書**

● **サービス計画書（写）**（「福祉用具が必要な理由」がサービス計画書の場合）

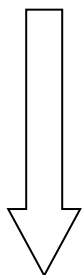
### 確認・審査

提出していただいた書類に基づいて福祉用具購入の内容等の確認・審査を行います。（結果については、申請者指定の担当者あてに送付します。）



事前承認申請について「適当」と判断した場合、「立替事業利用承認通知書」「支給申請書[受領委任払]」が送付されます。

### 事業者から購入



● **償還払方式ご利用の場合**

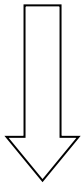
購入内容が決まったら、販売事業者（県の指定が必要）から用具を購入します。販売事業者には**費用額全額を支払い**、「領収書」を受取ります。

● **受領委任払方式ご利用の場合**

「立替事業利用承認通知書」が届いたら用具を購入します。販売事業者には購入にかかる費用のうち**支給基準額の1割、2割又は3割を支払い**、「領収書」を受取ります。

☆ 「領収書」は、申請者（被保険者）名あてのもの。

## 支給申請[購入後]



福祉用具購入費の支給申請にあたっては、用具購入後に次の書類を市介護保険課まで提出してください。

- 支給申請書[償還払]もしくは[受領委任払]  
・ 必要事項に記入してください。
- 領収書（償還払、受領委任払）（コピーでも可）
- 購入した用具のパンフレット（償還払）
- 見積書（購入した内訳が分かるもの）（償還払）
- サービス計画書（写）（「福祉用具が必要な理由」がサービス計画書の場合）（償還払）
- 立替事業利用承認通知書（受領委任払）（コピーでも可）

## 支給（不支給）決定

● 償還払方式ご利用の場合  
「支給（不支給）決定通知書」が申請者（被保険者）（原則）あてに送付されます。支給決定の場合、申請者（被保険者）が指定する金融機関の口座に福祉用具購入費が振り込まれます。

● 受領委任払方式ご利用の場合  
「支給（不支給）決定通知書」が申請者（被保険者）（原則）あてに送付されます。支給決定の場合、販売事業者が指定する金融機関の口座に福祉用具購入費が振り込まれます。

※三田市では、福祉用具購入修費の支給に関して確認調査を行うことがあります。ご自宅にお伺いすることがありますので、ご協力をお願いします。

## 介護保険福祉用具貸与制度について

### 《利用できる人》

三田市の被保険者で、要介護認定・要支援認定を受けている人。居宅での自立支援や介護者の負担を軽減することを目的としています。

### 《利用の方法》

貸与にあたっては、「居宅サービス計画」に基づいて利用できる仕組みとなっています。担当のケアマネジャーにご相談してください。

### 《利用できる金額》

貸与に要した費用の9割、8割又は7割が介護保険から支給されます。他のサービスを含めての支給限度額は、その人の要介護（支援）度によって異なります。

《対象となる用具》 ※要介護（支援）度によっては、貸与できない用具があります。詳しくは、担当のケアマネジャーにご相談ください。

- ① 車いす（自走用標準型車いす、普通型電動車いす、介助用標準型車いす）
- ② 車いす付属品（クッション又はパッド、電動補助装置、テーブル、ブレーキ）
- ③ 特殊寝台（介護用ベッド）
- ④ 特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、テーブル、スライディングボード（マット）、介助ベルト）
- ⑤ 床ずれ防止用具
- ⑥ 体位変換器（起きあがり補助装置を含む。）
- ⑦ 手すり
- ⑧ スロープ
- ⑨ 歩行器
- ⑩ 歩行補助つえ
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む。）
- ⑫ 移動用リフト（つり具の部分を除く。階段移動用リフトを含む。）
- ⑬ 交換可能部品を除く自動排泄処理装置

福祉用具購入費の支給対象となる用具は次のとおりです。

《①腰掛便座》 下記のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。
- (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- (3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- (4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）

《②自動排泄処理装置の交換可能部品》 下記の要件を全て満たすものに限る。

- (1) レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの。
- (2) 要介護者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

《③入浴補助用具》

- (1) 入浴用いす（シャワーチェア）
- (2) 浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。）
- (3) 浴槽用いす（浴槽内に置いて利用することができるものに限る。）
- (4) 入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。）
- (5) 浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。）
- (6) 浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。）
- (7) 入浴用介助ベルト（身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。）

《④簡易浴槽》

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの（居室において必要があれば入浴が可能なものに限る。）

《⑤移動用リフトのつり具の部分》

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。